（規則の実施に関する細目）

第九条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（薬物犯罪等に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第十四条　薬物犯罪等に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　警察庁の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　生活安全局、刑事局、交通局、警備局又はサイバー警察局の警部以上の階級にある警察官 ［三～五　略］ 六　関東管区警察局のサイバー特別捜査隊の警部以上の階級にある警察官 七　［略］	（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　生活安全局、刑事局、交通局又は警備局の警部以上の階級にある警察官 ［三～五　同上］ 六　［号を加える。］ ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（規則の実施に関する細目）

第八条　［同上］

（指掌紋取扱規則の一部改正）

第十五条　指掌紋取扱規則（平成九年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指掌紋記録等の作成） **第三条**　警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（隊その他課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、所属の警察官が被疑者を逮捕したとき若しくは被疑者の引渡しを受けたとき又は第三項の規定による依頼を受けたときは、指紋記録等及び掌紋記録等（以下「指掌紋記録等」という。）を作成しなければならない。 2　警察署長等は、身体の拘束を受けていない被疑者について必要があると認めるとき又は第四項の規定による依頼を受けたときは、その承諾を得て指掌紋記録等を作成するものとする。 3　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、所属の警察官が被疑者を逮捕し、又は被疑者の引渡しを受けたときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、指掌紋記録等の作成を依頼しなければならない。 4　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、身体の拘束を受けていない被疑者について必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、指掌紋記録等の作成を依頼するものとする。	（指掌紋記録等の作成） **第三条**　警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（隊その他課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、所属の警察官が被疑者を逮捕したとき又は被疑者の引渡しを受けたときは、指紋記録等及び掌紋記録等（以下「指掌紋記録等」という。）を作成しなければならない。 2　警察署長等は、身体の拘束を受けていない被疑者について必要があると認めるときは、その承諾を得て指掌紋記録等を作成するものとする。 ［項を加える。］
	［項を加える。］